

杉並区子ども家庭計画（令和7～11年度）の構成（案）について

構成	主な記載事項	備考（参考情報など）
第1章 総論		
1 計画改定の趣旨等	○計画改定の経緯、杉並区基本構想（子ども分野）における将来像と取組の方向性等を記載する。	【杉並区基本構想の記載内容】 子ども分野の将来像 「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」 <取組の方向性> (1) 子どもの権利を大切に、子どもが主人公となるような取組を進める (2) 子どもの個性に応じた育ちを社会全体で支援する (3) 安心して子どもを産み、育てられる環境をつくる
2 計画の位置付け	○ <u>杉並区保健福祉計画を構成する子ども家庭分野の計画であることを記載する。</u> ○ <u>杉並区保健福祉計画の体系、保健福祉分野全体を貫く基本理念、分野横断的に共通した取組について記載する。</u> ○子ども家庭計画の位置付け、包含する4つの法定計画名を記載する。	【杉並区保健福祉計画の体系】 保健福祉計画を構成する分野別計画（子ども家庭計画・地域福祉推進計画・障害者施策推進計画・高齢者施策推進計画・健康医療計画） 【子ども家庭計画の位置付け】 基本構想が目指す将来像の一つである「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、区の子ども・子育て施策を展開していくための基本的な方向性と取組を示す計画 【包含する法定計画】 子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援市町村行動計画、母子保健に関する計画、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画
3 計画期間	○包含する「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が一期5年と法定されていることから5年間とすることを記載する。 ○「子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し及び上位計画である総合計画等の改定に合わせて、計画期間内であっても所要の見直しを行うことを記載する。 ○計画期間内に若者に係る施策等について検討し、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として改定を行うことを記載する。	【国の基本指針における記載内容】 (子ども・子育て支援事業計画の期間) 法の施行の日から5年を1期として作成すること (子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価) 計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、区市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと 【こども基本法における記載内容】 区市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該区市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努める
第2章 区を取り巻く状況	○ <u>現行の子ども家庭計画の施策体系に沿ってこれまでの区の取組に対する評価を記載する。</u> ○SDGsへの取組、国のこども政策の動向等を記載する。 ○区の状況を表す基礎データとして、出生数や人口推計などのグラフ等を記載する。 なお、個別の事業に関するデータは、各事業のページに記載する。	【現行の子ども家庭計画（令和5・6年度）における施策体系】 1 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実 2 子どもの居場所づくりと育成支援の充実 3 安心して子どもを産み育てられる環境の充実 4 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実 5 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備 ※区総合計画・実行計画（第1次）に沿った施策体系
第3章 計画内容	○各施策の現状と課題、施策目標、施策を構成する事業の体系、各事業の概要等を上位計画である総合計画等と整合性を取りながら記載する。 ○ <u>新たな区の取組の状況や各調査結果を踏まえた内容として記載する。</u>	【区総合計画・実行計画（第2次）における施策体系】 施策18：子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実 施策19：子どもの居場所づくりと育成支援の充実 施策20：安心して子育てできる環境の整備・充実 施策21：障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

構成	主な記載事項	備考（参考情報など）
第4章 子ども・子育て支援事業計画（第3期）		
1 計画の位置付け	<p>○子ども・子育て支援法に基づく区市町村計画であることを記載する。</p> <p>○本章では、国の基本指針で区市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項とされている各事業の「量の見込み」と「確保の内容及びその実施時期」（確保量）の目標値を中心に記載し、任意記載事項とされている事業等を含む子ども・子育て施策・事業全般は、第1章～3章に盛り込んでいることを記載する。</p>	<p>【国の基本指針における記載内容】 （区市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項） 子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載する。 （他の計画との関係） 地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画、児童福祉法に規定する区市町村整備計画その他の法律の規定により区市町村が作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する事項を定めるものや、その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする。こと。 他の法律の規定により区市町村が作成する計画であって、子ども・子育て支援事業計画に盛り込む内容が重複するものについては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして作成して差し支えない。</p>
2 区域の設定	○区域の考え方、区域設定について記載する。（資料3別紙1）	<p>【国の基本指針における記載内容】 （区市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項） 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項 地理的条件や現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して区域を定める。</p>
3 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保量等	<p>○計画期間における就学前の教育・保育（教育施設と保育施設）及び地域子ども・子育て支援事業について、各施設又は事業毎に、量の見込みとそれに対する確保量、確保策等を記載する。</p> <p>○<u>法改正に伴い、記載事項として6事業が追加される予定。（資料3別紙2）</u></p>	<p>【国の基本指針における記載内容】 （区市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項） 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</p>
第5章 計画の推進に当たって	○計画の着実な推進を図るため、子ども・子育て会議の意見を聴きながら、毎年度の進捗状況を報告するとともに、子ども・子育て支援事業計画で定めた各事業について点検・評価すること等を記載する。	<p>【国の基本指針における記載内容】 （子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価） 区市町村は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。</p>
資料編	○ <u>区が実施した調査の結果</u> や包含する計画に関する指標等のデータを記載する。	<p>【区が令和5年度に実施した調査】 杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査 杉並区子どもと子育て家庭の実態調査 ヤングケアラーに関する調査</p> <p>【国の基本指針における記載内容】 （教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握） 区市町村は、子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。</p>

※本計画に包含する計画については、各計画で定められている基本指針等を踏まえながら、第1章～第5章で表すことを基本とします。

◎上記内容は現時点での想定であり、今後の検討状況によって構成や記載内容に変更が生じる可能性があります。